

このように、被害者の安全の確保に配慮することを第一に自立支援等を行うこととされていることから、関係機関に対し引き続き周知徹底をお願いしたい。

(3) 人身取引被害者の保護について

- ① 人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた254名（平成20年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より人身取引被害者について、婦人相談所から民間シェルター等への一時保護委託を実施しているところであり、平成20年11月末までに89名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料23（255頁））

- ② 婦人相談所の体制についても、外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意体制整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用し、今後も引き続き、人身取引被害者に対する適切な保護をお願いしたい。

- ③ 被害者への対応等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害者に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害者の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。